主 文

本件上告を却下する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は、原審における証據の採否、事実認定を非難するだけで、適法な上告理由 を当裁判所規則の定める方式により記載していない。されば、本件上告は不適法で あつて、却下を免れない。

よつて、民訴三九九条ノ三、三九九条一項二号、九五条、八九条に従い、裁判官 全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	λ	江	俊	郎